



# 新潟県報

第97号  
平成18年12月15日  
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目次

### 告示

- 1738 字の区域変更の届出……………(市町村課) 1889
- 1739 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定……………(高齢福祉保健課) 1897
- 1740 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定……………( ) 1898
- 1741 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定……………( )
- 1742 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届……………( )
- 1743 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届……………( )
- 1744 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定……………( ) 1899
- 1745 障害者自立支援法による指定医療機関の指定……………(健康対策課) \*
- 1746 保安林の指定予定……………(治山課) \*
- 1747から1749まで 保安林の指定解除……………( ) \*
- 1750 土地改良事業計画の縦覧……………(農地計画課) 1900
- 1751 土地改良事業計画の認可……………( ) \*
- 1752 換地計画の縦覧……………(農地整備課) \*
- 1753 換地処分……………( ) \*
- 1754から1755まで 建設業法による営業の停止……………(監理課) \*
- 1756から1762まで 道路の区域変更と供用開始……………(道路管理課) 1901
- 1763 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 1902
- 1764 土砂災害特別警戒区域の指定……………( ) 1903

### 公告

- 一般競争入札の実施……………(情報政策課) 1903
- 特定調達契約の落札者等……………( ) 1905
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(県民生活課) \*
- 特定調達契約の落札者等……………(医薬国保課) \*
- 大規模小売店舗の新設……………(商業振興課) 1906
- 一般競争入札の落札者等……………(出納局審査課) \*
- 一般競争入札の落札者等……………( ) 1907

### 病院局公告

- 一般競争入札の実施……………(業務課) 1907
- 一般競争入札の実施……………( ) 1908
- 一般競争入札の実施……………( ) \*
- 一般競争入札の実施……………( ) 1909

### 選挙管理委員会告示

- 46 直接請求を行う場合に必要となる選挙権を有する者の数…………… 1910

### 公安委員会告示

- 63 警備員指導教育責任者講習の実施……………(生活安全企画課) 1911
- 64 機械警備業務管理者講習の実施……………( ) 1912

## 告示

### ◎新潟県告示第1738号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、上越市長から土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業の施行に伴い、同市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、上の処分は、平成18年12月16日からその効力を生ずるものとする。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

変 更 前		変 更 後	
大 字	字	大 字 字	
所山田	三ノ郷	3から6までの各一部、7の1の一部、7の2の一部、8の1の一部、8の2の一部、10から12までの各一部、13の1、13の2、14から16まで、17の1の一部、17の2の一部、18から21までの各一部、22から27まで、31、32、33の1、33の2、34の1、34の2、35の1から35の4までの各一部、35の5、35の6、35の7の一部、35の8から35の12まで、35の13から35の15までの各一部、35の16	所山田
	川田	48の1、48の2、49、50、64の3、64の4、65の1、66の一部、67の2、68、69、70の1、72から87まで、88の1、88の2、89の1、89の2、90の1の一部、91から93までの各一部、94の1から94の11まで、94の12の一部、94の13	

池田	95から106まで、107の1、107の2、108の1、108の2、109の1、109の2、110の1、110の2、111の1、111の2、112の1、112の2、113の1、113の2、114の1、114の2、115の1、115の2、116の1、116の2、117の1、117の2、118の1、118の2、119の1から119の7まで
三反田	120の1から120の4まで、121の1から121の4まで、122の1から122の4まで、123の1、123の2、124の1、124の2、125の1、125の2、128の1、128の2、129の1、129の2、130の1、130の2、131の1、131の2、132の1、132の2、133の1、133の2、135の1、135の2、136の1、136の2、143の1、143の2、146の1、146の2、147の1、147の2、148の1、148の2、149から160まで、161の1から161の20まで
一沢切	162の1、162の2、163の1、163の2、164の1、164の2、165から181まで、189から194まで、198から200まで、209、210の1、210の2、211の1、211の2、212の1、212の2、213の1、213の2、214の1から214の17まで
堤下	195の3、196の3、197の3、201の3、203の2、204の1、206の3、207の3、217の2、218の2、219の2、220の1、220の2、221の1、221の2、222、224の1、224の2、233の2、233の3、234の3、235の1から235の3まで、236、237の1、237の2、238の1、238の2、239の1、239の2、240の1、240の2、241の1、241の2、242、243の1、243の2、244の1、244の2、245の1から245の9まで
原口	246、247、249、251、253、254、255の1、255の2、256の1、256の2、257の1、257の2、258の1、258の2、260の1、260の2、261の1、261の2、262の1、262の2、263、264、266の1、266の2、276の1から276の3まで、277の1から277の6まで、278の1から278の4まで、279の1、279の2、280の1、280の2、283の1、283の2、284の1、284の2、286の2、286の3、287の1から287の9まで、287の13から287の17まで、287の19から287の22まで
藤塚	300の1、300の2、301の1、301の2、302の1、302の2、303の1、303の2、304の1、304の2、305の1、305の2、

		306の1、306の2、307から313まで、314の1から314の12まで	
	八幡	316から331までの各一部、332から334まで、335の1、335の2、336の1から336の3までの各一部、336の4から336の6まで	
	浦田	337の1、337の2、338、339の一部、340の一部、342の2、344の一部、344の2、345の一部、345の2、348の1の一部、348の2、349の1の一部、349の2の一部、349の4の一部、349の5から349の9まで	
	西屋敷	352の2、352の3、367の1、367の2	
	糶屋敷	417の1、417の2、418の1、419から425まで、426の1、426の2、427、428、430の1から430の9まで	
	宮田	452から454まで、455の1から455の4まで	
	古屋敷	481の2、481の3	
	廻り田	531の1、532の2、532の3	
岡田	南田	668の一部、731の一部、732の一部、746の2の一部	
今保	菖蒲原	877の3、927の2の一部	
下田島	傳角	2の3から2の7までの各一部、21の1、22の一部	
	定光寺	23、24、25の2、25の3、29の2	
三村新田	浄光寺	611の5から611の7まで、612の2、612の3	
所山田字糶屋敷430の3に隣接する所山田字林畔の道路、水路である公有地の全部			
所山田字糶屋敷430の4、所山田字宮田455の1から455の4までに隣接する所山田字御供田の水路である公有地の全部			
所山田	田角	90	岡田
	川田	66の一部、90の1の一部、91から93までの各一部、94の12の一部、94の14	
	八幡	316から331までの各一部、336の1から336の3までの各一部	
	浦田	339の一部、340の一部、344の一部、345の一部、346、347、348の1の一部、349の1の一部、349の2の一部、349の3、349の4の一部	
岡田	南田	622、625、662から667まで、668の一部、731の一部、732の一部、746の2の一部、746の3から746の6まで、751の2、751の3、754、756の4	
	居村	656の5、656の6	

八幡	756の1、756の5、757の1から757の3まで、758の2、758の3、759の2、759の3、763、765から767まで、770から798まで
海ノ崎	768、769、1123から1153まで
堂ノ浦	799から848まで
二反田	872の1、873の1、874、875の1、876の1、877、878、879の1、880の1、881、884の2、885の1
堤下	886の2、887から890まで、891の1、891の2、892の1から892の7まで、893の1から893の5まで、894の1から894の5まで、895の1から895の5まで、896の1から896の3まで、897の1から897の3まで、898の1から898の5まで、899の1から899の5まで、900の1、900の2、901、902、903の1、903の2、904の1、904の2、905の1、905の2、906の1から906の4まで、929の6
相ノ水	907の1、907の2、908の1から908の4まで、909、910、911の1、911の2、912の1、912の2、913の1から913の4まで、914の1、914の2、915から923まで、926の2、927の2、928の2、928の6、929の1から929の5まで、930の1から930の3まで、931の1から931の3まで、932から936まで、937の1、938の1、939の1から939の5まで、940の1から940の5まで、941の2、943の2、944の1、946の1、947から1010まで、1011の1、1011の2、1012の1、1012の2、1013、1014の1、1014の2、1015の1、1015の2、1016から1020まで、1021の1、1021の2、1022の1、1022の2、1023の1から1023の4まで
定木下	1024の2、1024の3、1025の2、1025の3、1026の2
一ノ口	1033の1から1033の3まで、1034の1、1034の2、1035の1、1035の2、1036の1、1036の2、1037、1038の1、1038の2、1042、1043の1、1043の2、1044の1、1044の2、1045、1046、1047の1、1047の2、1048の1、1048の2、1049、1050の1、1050の2、1051の1、1051の2、1052の1、1052の2、1053の1、1053の2、1054の1、1054の2、1055の1、1055の2、1056の1、1056

	の2、1057の1、1057の2、1058の1、1058の2、1059の1、1059の2
千原	1060から1074まで、1120から1122まで、1154から1160まで、1161の1、1161の2、1162の1、1162の2、1163の1、1163の2、1164の1、1164の2、1165の1、1165の2、1166の1、1166の2、1167の1、1167の2
中ノ坪	1168の1、1168の2、1169の1、1169の2、1170の1、1170の2、1171の1の一部、1172から1183までの各一部、1184から1199まで、1200の1、1200の2、1201の1、1201の2、1202の1、1202の2、1203の1、1203の2
寺町	1204の1、1204の2、1205から1313まで
飯塚	1314から1403まで
柳ノ町	1404から1414まで、1416の1、1416の2、1417の1、1417の2、1418から1437まで、1438の1、1438の2、1439の1、1439の2、1440から1458まで、1459の1、1459の2、1460の1、1460の2、1461から1478まで、1479の1、1479の2、1480の1、1480の2、1481から1489まで、1490の1、1490の2、1491から1498まで、1499の1、1499の2
吉町	1500の1、1500の2、1501、1502、1503の1、1503の2、1504から1527まで、1528の1、1528の2、1529の1、1529の2、1530から1552まで、1553の1、1553の2、1554から1581まで、1582の1、1582の2、1583から1604まで、1605の1、1605の2、1606の1の一部、1606の2の一部、1607から1615までの各一部
原田	1616から1618までの各一部、1622の2、1623の2、1624から1629まで、1631の2、1632の2、1633から1637まで、1690、1691の3、1691の4
上新田	1638から1644まで、1645の1、1645の2、1646の1から1646の3まで、1647から1654まで、1655の1、1655の2、1656の1、1656の2、1657の2、1658の2、1659から1665まで、1666の2、1667の2、1668の2、1669の2、1670、1671の2、1672の2、1673から1675まで、1676の2、1677の2、1683の2、1684、1685の2、1687、1688の1、1688の2、1689の1、1689の2



	の11まで、159の1から159の18まで、160の1から160の5まで、160の6から160の9までの各一部、160の11の一部、160の12				の1、1056の2、1057から1059まで、1060の1、1060の2、1062の1、1062の2、1191の1、1191の2、1192の1、1192の2、1193、1194の1から1194の3まで、1195の1、1195の2、1196、1197の1、1197の2、1198、1199、1200の1、1200の2、1201の1、1201の2、1202の1、1203、1204の1、1205、1207の1、1208の1から1208の3まで、1209の1、1210の2、1211の1、1212の1、1214の1、1216
土白	147の一部、171の1、178			前山	275の1
細田	175から177まで、178の1、179から182まで、183の1、183の2、184から191まで、192の1、192の2、193から210まで、211の1、211の2、212の1、212の2、213の1から213の9まで、214の1から214の10まで、1124の1、1128の1、1129の1、1141の1、1142、1143、1155の1、1157の1、1158の1、1160			沖畑	435、436、439、440の1、441の1、465の1、465の2、482の2、674の1、674の2、675の1、675の2、676から681まで、682の1、682の2、683の1、683の2、684の1、684の2、685の1、685の2、686の1から686の3まで、687の1から687の3まで、688の1、688の2、689の1、689の2、690の1から690の4まで、691の1、691の2、692の1から692の3まで、693の1、693の2、694の1、694の2、695の3、698の1から698の8まで、699の2から699の5まで、699の7、699の10、699の11、727の1、737、746、747、749
野黒	215の1から215の3まで、216の1から216の3まで、217の1から217の3まで、218の1から218の4まで、219の1から219の3まで、220の1から220の3まで、221の1から221の3まで、222の1から222の4まで、223の1から223の4まで、224の1から224の3まで、225の1から225の3まで、226の1から226の5まで、227の1から227の4まで、228の1から228の4まで、229の1から229の3まで、230から232まで、233の1、233の2、234、235の1、235の2、236から239まで、240の1、240の2、241から246まで、247の1、247の2、248、249の1、249の2、250の1から250の3まで、251の1、251の2、252の1、252の2、253の1、253の2、254の1、254の2、255の1、255の2、256の1、256の2、257の1、257の2、258の1、258の2、259の1、259の2、260の1、260の2、261の1、261の2、262の1、262の2、263の1から263の3まで、264の1から264の21まで、265の1から265の16まで、520の1から520の4まで、521の1から521の4まで、522の1、522の2、523の1、523の2、524の1から524の4まで、525の1、525の2、526の1、526の2、527の1、527の2、528の1、528の2、529の1、529の2、530の1、530の2、531の1、531の2、532の1、532の2、533の1、533の2、534の1、534の2、535から537まで、538の1、538の2、539の1から539の8まで、540の1から540の9まで、1050、1051、1052の1から1052の4まで、1053の1、1054の1、1054の2、1055、1056			池ノ下	551の1から551の4まで、552から555まで、556の1から556の3まで、560の1から560の3まで、561の1から561の3まで、562から565まで、566の1から566の5まで、567、568の1から568の3まで、569の1から569の7まで、570の1、570の2、571の1、571の2、572の1から572の4まで、573の1から573の6まで、574、575、576の1から576の6まで、577の1から577の6まで、578の1から578の6まで、579の1から579の5まで、580、581、582の1から582の6まで、583の1から583の6まで、584の1から584の3まで、585の1、585の2、586の1、586の2、587の1から587の3まで、593の1、593の3から593の9まで、594の1から594の18まで、595の1から595の16まで
				西浦	596から598まで、599の1、599の2、600、601の1、601の2、602の1から602の3まで、603の1、603の2、604の1、604の2、605の1、605の2、606か

		ら609まで、610の1、610の2、611の1、611の2、612の1、612の2、613の1、613の2、614から616まで、617の1、617の2、618から621まで、622の1、622の2、623、624、625の1、625の2、626から628まで、629の1から629の4まで、630の1から630の12まで、631の1から631の13まで、788、789、791の1、811の1、812から828まで、829の1、830、831、854、860から862まで、875から877まで、878の1、878の2、879の1、879の2、880の1、881の1、891、892の1、893、894の1、894の2、896、898、903、905から908まで、909の1、914から922まで、923の1、924の1、925の1、925の2			2の一部、325の2の一部、326、327の1から327の3までの各一部、329の3		
					拓沢字土白318の4、浦川原区法定寺字城山909に隣接する拓沢字城ノ越の水路である公有地の全部		
					山高津字二反田1123に隣接する山高津字塚ノ越の水路である公有地の全部、山高津字西マンド1219の2、1219の8、1220の1、1220の2、1233の2、1242、1247、1248、1259、1260の地先の山高津字塚ノ越の水路である公有地の全部		
	鴨田	632から642まで、643の1、643の2、644の1、644の2、645から650まで、651の1、651の2、652から654まで、655の1、655の2、656の1から656の3まで、657の1から657の3まで、658から665まで、666の1、666の2、667、668、669の1、669の2、670の1、670の2、671、672、673の1、673の2、696の1から696の7まで、697の1から697の12まで		山高津	山ノ脇	21の1、21の2、22の一部、25の1、26の1、27の1、28の1、29の1、30の1、32の1の一部、32の2の一部、33、35、37の1、38の1、39の1、40の1	拓沢
					川田	139の1の一部、139の2、140の一部、141の1の一部、142、143の一部、160の6から160の9までの各一部、160の10、160の11の一部	
					土白	147の一部	
	川原	723の1、728の1、729から732まで、738の1、738の2、748、750、751の1、751の2、752の1、752の2、758の1、758の2、759から761まで、762の1、767、768、769の1、769の2、770から773まで、775から784まで、785の2、785の3、787の1から787の3まで		拓沢	日影	4の2、4の3、5の1、5の2、6の1、6の2、9の1、9の5から9の8まで、10の1から10の5まで、11の1、11の2、12の1、12の2、13の1から13の6まで、14の1、14の2、15の1、15の2、16の1から16の3まで、17の1から17の7まで、19の1、19の2、20の1、20の2、21の1、21の2、22の1、22の2、23の1、23の2、24の1、24の2、25の1、25の2、26の1から26の8まで、27の1から27の3まで、28の1、28の2、29の1から29の3まで、30の1、30の2、31の1、31の2、32の1、32の2、33、34、35の1、35の2、36の1、36の2、37の1、37の2、38の1、38の2、39の1から39の10まで、40の1から40の16まで、41の1から41の3まで、42の1、42の2、43の1、43の2、44の1、44の2、45の1から45の4まで、46の1から46の3まで、47の1から47の3まで、49の1、50の1、51から54まで、55の1、55の2、56の1から56の3まで、57の1から57の3まで、58の2、59の2、60の2、63から66まで、68の1、68の2、69の1、70、72、74の1、77の1、79の2、80の4から80の6まで、82、83の1	
	西マンド	1217の1から1217の5まで、1218の1、1218の2、1219の1から1219の8まで、1220の1、1220の2、1221、1222、1233の2、1234、1235の2、1242から1256まで、1257の1、1257の2、1258から1260まで					
	深町	932の3から932の5まで					
	原	937の1から937の6まで					
	二反田	1123					
拓沢	土白	306の1の一部、310の1の一部、310の2、310の3の一部、311の1の一部、312の1の一部、312の2の一部、313の1の一部、313の2の一部、314の1の一部、314の2の一部、316の2の一部、317の1の一部、317の2の一部、318の4の一部、324の1の一部、324の					
					石田	84から89まで、90の2、91の2、92の2、94の3、96の2から96の4まで、97の1、97の3、97の4、98の1から98の3まで、99から	



	386の1、386の2、387の1から387の4まで、388の6、388の8から388の12まで、389から397まで、400の8、400の9、401の3から401の6まで、402				
中野	408の1から408の4まで、409の1から409の3まで、410の1から410の3まで、411の1から411の5まで、412の1、412の5から412の8まで、413の1から413の3まで、414の1から414の3まで、415、416の4、417の5、417の6、418の1から418の5まで、419から421まで、422の1、422の2、423の1、423の2、424の1、424の2、425の1から425の5まで、426の1から426の5まで、427から432まで、433の1、433の2、434の1、434の2、435の1、435の2、436の1、436の2、437の1、437の2、438の1、438の2、439の1、439の2、440の1、440の2、441の1から441の5まで、442の1から442の4まで、443の1から443の3まで、444から448まで、449の1から449の3まで、450から452まで、453の1から453の5まで、454から456まで、457の1、457の2、458から464まで、465の1から465の4まで、466から472まで、473の1から473の6まで、474から480まで、481の1から481の4まで				まで、553の1から553の3まで、554、555の1、555の2、556から563まで、564の1から564の5まで、565から571まで、572の1から572の3まで、573の1、573の2、574から576まで、577の1、577の2、578、579、580の1から580の5まで、581から583まで、584の1、584の2、585から587まで、588の1から588の3まで、589から592まで、593の1、593の2、594、595、596の1から596の5まで、597から599まで、600の1、600の2、601から603まで、604の1から604の3まで、605から608まで、609の1、609の2、610、611、612の1から612の5まで、613の1から613の3まで、614から625まで、626の1から626の4まで、627の1、627の2、627の7から627の11まで、628の1、629の1、629の2、630、631、632の1、632の2、632の4、633の1、633の2、634、635の1、635の2、636の1、636の2、637の1から637の3まで、637の5、637の6、638、639の1、640の1から640の4まで、641の1、641の2、642、643、644の1、644の2、645の1、645の2、646の1から646の5まで、647、648の1から648の3まで、649
屋敷	311、312の甲、312の乙、313、314の1、314の2、706の1から706の4まで、707の1、707の2、709の1から709の3まで、710の7、1008		土下	650の1から650の6まで、651の1から651の5まで、652から660まで、661の1から661の5まで、662、663、664の1、664の2、665から669まで、670の1から670の4まで、671の1から671の3まで、672から676まで、677の1から677の7まで、678の1、678の2、679から681まで、682の1、682の2、683から687まで、688の1から688の3まで、689の1から689の4まで、690から693まで、694の1から694の3まで、695、696、697の1から697の3まで、698から700まで、701の1から701の5まで、702の1から702の3まで、703、704	
阿弥陀寺	506から512まで、914の1、917				
城山	1772、1781				
伴場	482から490まで、491の1から491の7まで、492の1から492の3まで、493から497まで、498の1から498の3まで、499、500、501の1、501の2、502の1から502の3まで、503、504、505の1から505の8まで、513の1、513の2、514の1から514の5まで、515から519まで、520の1から520の4まで、521の1、521の2、522から527まで、528の1から528の5まで、529、530、531の1、531の2、532から534まで、535の1、535の2、536、537の1から537の3まで、538、539、540の1、540の2、541から545まで、546の1から546の5まで、547から552		塔ノ輪 東留	4の2、4の3、26の2、27の1、784から786まで、796の1の一部、796の2、796の4の一部、796の5、796の6	
				山高津字川原787の1、787の2、山高津字西浦788、813から816まで、819から821までの地先の北代字角間の水路である公有地の全部	



山高津字二反田1123に隣接する北代字払山の水路である公有地の全部			
北代字城山1781、北代字土下670の3、670の4、671の3に隣接する北代字阿弥陀寺の公有地の全部			
北代	田尻	172の6の一部、172の7の一部、181の一部、182の一部、183の1から183の6までの各一部、185の一部、202の3の一部、216の一部、218の6の一部、218の7の一部	塔ノ輪
塔ノ輪	東留	4の1、29の2、30の2、45の1、46の1、47の1、55の1、787から795まで、796の1の一部、796の3、796の4の一部、796の7から796の10まで	
	中ノ土	65の1、65の2、66の1から66の3まで、67の1から67の3まで、68、69の1、69の2、70の1から70の3まで、71の1、71の2、73の1、73の2、74の1、74の2、75の1、75の2、76の1、76の2、77の1、77の2、78の1、78の2、80の1、80の2、99の1、797の1、797の2	
	真定寺	126、139の2、140の2、142の2、143の2、144の2、145の2、146の2、147、148	
	外堀	128の1、128の3、128の4、129の2、130の2、810、811、812の1から812の4まで	
	大門	81、81の1、82の1、82の2、84の1、84の2、85の1、85の2、86の1から86の3まで、87、88、88の1、89の1、89の2、90の1、90の2、91から93まで、94の1、94の2、95の1から95の3まで、96、97、97の1、98、100の1、100の2、101の1、101の2、102から105まで、106の1、106の2、107の1から107の3まで、108の1、111の2、112の1、112の2、114の1、114の2、115の2、120の1、120の2、121の1、123の1、123の3、124の2、125の4、798の1から798の6まで	
	壱貫地	109	
	楫返り	174、183	
	西留	315の2の一部、813から818まで、819の1、819の2の一部、820の1、820の2、821の1から821の5まで	
	腰前	317の2、318の2、318の3、325の2、799から808まで、809の1から809の5まで	
	真定寺	639の3、639の5	

山			
江添		750から755までの各一部、755の子の一部、756から763まで、764の甲、764の乙、765から767まで	
山ノ越		771の子、772の2、775の2、776の2、777の2、778の3	
屋敷田		822から825まで、826の1、826の4	
塔ノ輪字東留4の1、北代字田尻218の7の地先の塔ノ輪字前山の水路である公有地の全部			
所山田	三ノ郷	3から6までの各一部、7の1の一部、7の2の一部、8の1の一部、8の2の一部、10の一部、11の一部、35の1から35の4までの各一部	今保 土下
今保	菖蒲原	926の1、927の1、927の2の一部	
所山田	三ノ郷	11の一部、12の一部、17の1の一部、17の2の一部、18から21までの各一部、35の3の一部、35の4の一部、35の7の一部、35の13から35の15までの各一部	定地面
島倉	石田	894の一部	島倉
塔ノ輪	西留	303の2、310の3、311の2、312の2、313の2、314の2、315の2の一部、819の2の一部	神田
	江添	750から755までの各一部、755の子の一部	
神田	前田	1283の3、1284の2、1284の4、1289の2、1289の4	
	前溜	1321	
大(西)	山本	2458の1	大(西)
法定寺	懐沢	930の1の一部、930の2、930の3の一部	法定寺

及び当該変更に伴う公有地を含む。

◎新潟県告示第1739号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

指定したサービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	ヘルパーステーション さくら	北魚沼郡川口町大字西川口1247番地1	社会福祉法人 苗場福祉会	平成18年12月1日 平成18年12月1日
介護予防訪問介護				

訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	さくら訪問入浴介護事業所	北魚沼郡川口町大字西川口1247番地1	社会福祉法人 苗場福祉会	平成18年12月1日 平成18年12月1日
通所介護 介護予防通所介護	健康倶楽部かわぐち老人デイサービスセンター	北魚沼郡川口町大字西川口1247番地1	社会福祉法人 苗場福祉会	平成18年12月1日 平成18年12月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	さくら介護サービス たかはまショートステイ	柏崎市宮川2526番地	株式会社 さくら介護サービス	平成18年12月1日 平成18年12月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイはら	妙高市栗原2丁目8番21号	有限会社 リポーン	平成18年12月1日 平成18年12月1日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	株式会社 村木喜盛堂	新潟市本町通8番町1318番地	株式会社 村木喜盛堂	平成18年12月1日 平成18年12月1日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	さくら福祉レンタルサービス 長岡中央	長岡市高島町986番地	株式会社 ジェネシス	平成18年12月1日 平成18年12月1日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	株式会社 大勇家具センター	十日町市寿町3丁目1番地20号	株式会社 大勇家具センター	平成18年12月1日 平成18年12月1日
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	株式会社 村木喜盛堂	新潟市本町通8番町1318番地	株式会社 村木喜盛堂	平成18年12月1日 平成18年12月1日
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	株式会社 大勇家具センター	十日町市寿町3丁目1番地20号	株式会社 大勇家具センター	平成18年12月1日 平成18年12月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	コムスン訪問看護ステーション ふじみ	新潟市藤見町2丁目15番7号 2F	株式会社 コムスン	平成18年12月1日 平成18年12月1日

◎新潟県告示第1740号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護支援事業所 優友	新潟市熊谷1053番1	社会福祉法人 恒慈会	平成18年12月1日
健康倶楽部かわぐち居宅介護支援事業所	北魚沼郡川口町大字西川口1247番地1	社会福祉法人 苗場福祉会	平成18年12月1日

◎新潟県告示第1741号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

施設の名称	所在地	事業者	指定年月日
特別養護老人ホーム ジェロントピア新潟	新潟市山田3487番地	社会福祉法人 ジェロントピア新潟	平成18年12月1日

◎新潟県告示第1742号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条（又は第115条の14）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業を廃止した届出があった。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	廃止したサービスの種類	廃止年月日
はあとふるあたごデイホーム花らく里	新潟市学校町通2番町5308番地19	株式会社 はあとふるあたご	通所介護 介護予防通所介護	平成18年11月30日 平成18年11月30日

◎新潟県告示第1743号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業を廃止した届出があった。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
南魚沼市社会福祉協議会 塩沢居宅介護支援事業所	南魚沼市塩沢1112番地38	社会福祉法人 南魚沼市社会福祉協議会	平成18年9月30日

◎新潟県告示第1744号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退があった。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

施設の名称	所在地	事業者	辞退年月日
羽茂病院	佐渡市羽茂本郷22番地	新潟県厚生農業協同組合連合会	平成18年11月30日

◎新潟県告示第1745号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
にいがた調剤薬局高田	上越市大字樋場高台151	精神通院医療	平成18年10月1日
メイプル薬局	新潟市米山4-13-5	精神通院医療	平成18年10月1日
メイプル薬局五泉本町店	五泉市本町3-2-32	精神通院医療	平成18年10月1日
メイプル薬局坂町店	岩船郡荒川町大字坂町字畑田3262-14	精神通院医療	平成18年10月1日
高木医院	柏崎市西本町2-8-17	精神通院医療	平成18年11月1日
新発田薬局	新発田市本町1-14-5	精神通院医療	平成18年11月1日
はまなす調剤薬局	上越市柿崎区柿崎6411-1	精神通院医療	平成18年11月1日
松海が丘薬局	新潟市松海が丘1-13-22	精神通院医療	平成18年11月1日
本町調剤薬局しばた店	新発田市諏訪町1-3-25-1	精神通院医療	平成18年11月1日

◎新潟県告示第1746号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 保安林予定森林の所在場所  
新潟県岩船郡山北町大字越沢字東ノ平643の1、668、670、字泥道833、字大鳥沢1531の1、1531の2、1531の卯、字田ノ平1532の1から1532の3まで、字矢留沢1533の1、1533の4、字男沢1534の子から1534の卯まで、字楯ノ峯1535の1、1535の巳から1535の申まで、1535の戌、1536、1537

- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字東ノ平643の1、字矢留沢1533の1、1533の4、字男沢1534の子、字楯ノ峯1535の1  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1747号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県上越市牧区榎谷字向坂206の1、207、208の1、字東峯268の1、269、270の2、271の1、272の1、272の2、274の1、275の1、277
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

◎新潟県告示第1748号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県上越市牧区榎谷字東峯271の2、276の3、276の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため  
〔次の図〕は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1749号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県上越市大島区牛ヶ鼻字干場2374・2375の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
〔次の図〕は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成18年12月18日から平成19年1月19日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月15日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
新潟市亀田郷土地改良区	横越東	農業用排水施設整備（県単農業農村整備「かんがい排水」）事業	新規	土地改良事業計画書の写し	新潟市役所	第48条

- 1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、6箇月以内（処分について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1751号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成18年12月15日

新潟県佐渡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文

名称					
佐渡市長江川水系土地改良区	両津中部	農業用排水施設整備（県単農業農村整備「かんがい排水」）事業	新規	平成18年12月6日	第48条

◎新潟県告示第1752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県管区画整理（担い手育成基盤整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成18年12月18日から平成19年1月19日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	小千谷北部	換地計画書の写し	小千谷市役所

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、上越市を地域とする県管区画整理（担い手育成基盤整備）事業三和東部地区に係る換地処分をした。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第1754号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成18年12月1日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社サンケン 代表取締役 若杉 利昭
- 3 主たる営業所の所在地  
新潟県長岡市明戸92
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-14）第28094号
- 5 処分の内容  
(1) 停止を命ずる営業の範囲  
公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金

等の交付を受けているもの

(2) 停止を命ずる期間

平成18年12月16日から平成18年12月22日までの7日間

6 処分の原因となった事実

同社は、新潟県長岡地域振興局発注の「一級河川刈谷田川筋16年災河川災害復旧工事」の工事契約において、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

このことは、法第28条第1項第6号に該当すると認められる。

◎新潟県告示第1755号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成18年12月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
萬代建設株式会社 代表取締役 河野 龍三
- 3 主たる営業所の所在地  
新潟県新潟市東幸町17-21
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般・特-18）第2631号
- 5 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲

新潟県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(2) 停止を命ずる期間

平成18年12月22日から平成19年1月5日までの15日間

6 処分の原因となった事実

同社は、他の建設業を営む者と共同して、遅くとも平成11年4月1日以降行っていた、新潟市が制限付一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法により発注する下水道推進工事及び新潟市が公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法により土木一式工事についてAの等級に格付している者のみを指名して発注する下水道開削工事について、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していたため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条に違反するものとして、公正取引委員会から平成18年11月7日付けで平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第53条の3の規定に基づく審決を受けている。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

◎新潟県告示第1756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新潟市下木戸2丁目336番3から	新	11.9～20.4 メートル	110.1 メートル
同市中木戸56番1まで	旧	11.9～12.8 メートル	110.1 メートル

◎新潟県告示第1757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 県道 新潟新発田村上線
- 2 供用開始の区間  
新潟市下木戸2丁目336番3から同市中木戸56番1まで
- 3 供用開始の期日 平成18年12月15日

◎新潟県告示第1758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 栃尾守門線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

長岡市西中野俣字下林937番2から	新	5.1～53.2 メートル	234.6 メートル
同市東中野俣字新山3204番2まで	旧	5.1～15.5 メートル	302.1 メートル

◎新潟県告示第1759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 路線名 県道 栃尾守門線
- 供用開始の区間  
長岡市西中野俣字下林937番2から同市東中野俣字新山3204番2まで
- 供用開始の期日 平成18年12月15日

◎新潟県告示第1760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 西飛山能生線
- 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字西飛山字ブドウ平1799番2から	新	10.6～39.4 メートル	244.2 メートル
同市大字西飛山字ブドウ平1744番1まで	旧	22.0～45.6 メートル	244.2 メートル

◎新潟県告示第1761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 350号

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市上横山字戸ノ下825番1から	新	9.7～17.4 メートル	65.3 メートル
同市上横山字前888番まで	旧	9.7～11.0 メートル	65.3 メートル

備考 路線の重用

全区間県道佐渡縦貫線と重用

- 道路の種類 県道
- 路線名 佐渡縦貫線
- 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市上横山字戸ノ下825番1から	新	9.7～17.4 メートル	65.3 メートル
同市上横山字前888番まで	旧	9.7～11.0 メートル	65.3 メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道350号と重用

◎新潟県告示第1762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 路線名 一般国道 350号
- 供用開始の区間  
佐渡市上横山字戸ノ下825番から同市上横山字前888番まで
- 供用開始の期日 平成18年12月15日

◎新潟県告示第1763号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鉢伏町南地区	長岡市鉢伏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鉢伏町地区	長岡市鉢伏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

		り	
鉢伏町(2)地区	長岡市鉢伏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御山町(2)地区	長岡市御山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御山町(4)地区	長岡市御山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御山町(5)地区	長岡市御山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御山町(6)地区	長岡市御山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
悠久町(1)地区	長岡市御山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町(2)地区	長岡市御山町、栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

2. 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八幡川地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流
仙納川(1)地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流
仙納川(2)地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流
仙納川(3)地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流
仙納川(4)地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流
仙納川(5)地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流
仙納川(6)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流
仙納川(7)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流
中郷川地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

◎新潟県告示第1764号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

1. 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鉢伏町南地区	長岡市鉢伏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鉢伏町地区	長岡市鉢伏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鉢伏町(2)地区	長岡市鉢伏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御山町(2)地区	長岡市御山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御山町(4)地区	長岡市御山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御山町(5)地区	長岡市御山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御山町(6)地区	長岡市御山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町(2)地区	長岡市御山町、栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達するプロジェクターの借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称  
プロジェクターの借上げ
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成19年1月31日(水)
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ等

- (1) 交付期間 平成18年12月15日(金)から平成18年12月28日(木)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市新光町4番地1)
- (3) 問合せ等 入札説明書による。

## 3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成19年1月19日(金) 午前10時
- (2) 場所 新潟県新潟市新光町4番地1  
新潟県庁入札室

## 4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札説明書に定める納入実績がある者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては新潟県の県税納税証明書(未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。

## 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
  - ア 提出日時 平成19年1月12日(金)午前8時30分から午後5時15分まで
  - イ 提出場所 新潟県新潟市新光町4番地1  
新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班
  - ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
  - エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

## (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

- ア 通知日時 平成19年1月16日(火) 午後4時
- イ 通知場所 (1)イに定める場所

## 6 入札手続等

## (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イ

に定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するように郵送すること。

## (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

## (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げるプロジェクターの1か月当たりの賃貸借料に相当する金額をいう。)の105分の100に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

## (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

## 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 8 入札保証金

契約希望金額に60を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 契約保証金

契約金額(1に掲げるプロジェクターの1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に60を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。



なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 10 その他

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

##### (2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

##### 1 調達件名及び数量

新潟県総務事務システム開発業務の委託 一式

##### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

総務管理部情報政策課 新潟県新潟市新光町4番地

1

##### 3 調達方法

購入等

##### 4 契約方法

随意契約

##### 5 契約日

平成18年10月20日

##### 6 契約者の氏名及び住所

富士電機システムズ株式会社 東京都品川区大崎1丁目11番2号

##### 7 契約価格

89,250,000円

##### 8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号による。

#### 特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条

第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新潟地域振興局において縦覧に供する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

##### 1 申請のあった年月日

平成18年12月6日

##### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人清流エコフォーラム

##### 3 代表者の氏名

歌代 勲行

##### 4 主たる事務所の所在地

五泉市上木越甲843番地

##### 5 定款に記載された目的

本会は河川の環境保護に興味のある人々と、豊富な知識、経験を有する会員の協力のもとに、私たちの生活に欠くことのできない「水」に関して、不特定多数の市民、団体等を対象に助言、提言又は支援、協力をを行い、河川を中心とした貴重な水資源の環境保全、再生に貢献する。この活動を通じて、青少年に対する社会教育、健全な地域づくり、環境の保護、公益の推進に寄与することを目的とする。

##### 6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) 環境の保全を図る活動

(3) 子供の健全育成にかかわる活動

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者等（随意契約の相手方）を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

##### 1 調達件名及び数量

タミフルカプセル75 100カプセル包装 9,903ケース

##### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県福祉保健部医薬国保課

新潟市新光町4番地1

##### 3 調達方法

購入等

##### 4 契約方式

随意契約

##### 5 契約日

平成18年10月13日

##### 6 契約者の氏名及び住所

中外製薬株式会社

東京都北区浮間五丁目5番1号

7 契約価格

224,392,077円

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項の規定による。

大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンエー能生店・コメリハードアンドグリーン能生店

所在地 糸魚川市大字能生1887番地1

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

・氏名又は名称 村井 ヨシ子  
住所 糸魚川市大字能生2039番地外  
・ほか1者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

・氏名又は名称 株式会社サンエー  
法人代表者氏名 代表取締役 村井 ヨシ子  
住所 糸魚川市大字能生1200番地  
・ほか1者

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年8月1日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計2,371平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおりに  
・収容台数 計131台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおりに  
・収容台数 計35台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

・位置 届出書に添付された図面のとおりに  
・面積 計172平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

・位置 届出書に添付された図面のとおりに

・容量 計55立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・株式会社サンエーほか1者  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

・駐車場No.1  
午前8時30分から午後9時

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

・出入口の数 4箇所  
・位置 届出書に添付された図面のとおりに

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

・荷さばき施設No.1及びNo.2  
午前6時から午後7時まで

7 届出年月日

平成18年11月28日

8 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、糸魚川市建設産業部商工観光課でも閲覧できます。)

9 縦覧期間

平成18年12月15日から平成19年4月15日まで

10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課 大型店環境調整係

電話 025-280-5241

Eメール t0500206@mail.pref.niigata.jp

一般競争入札の落札者等について(公告)

一般競争入札について落札者を決定したので、次のとおり公告する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達件名及び数量

フレーム/ファーンエス原子吸光光度計(水素化物発生装置付)一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局審査課  
新潟県新潟市新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

一般競争入札

5 落札決定日

平成18年11月30日

6 落札者の氏名及び住所

株式会社新潟科学

新潟県新潟市長潟3丁目16番15号

- 7 落札価格  
6,300,000円
- 8 入札公告日  
平成18年11月7日
- 9 落札方式  
最低価格

#### 一般競争入札の落札者等について(公告)

一般競争入札について落札者を決定したので、次のとおり公告する。

平成18年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量  
ガスクロマトグラフ(ECD検出器付)一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県出納局審査課  
新潟県新潟市長潟4番地1
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成18年11月30日
- 6 落札者の氏名及び住所  
株式会社新潟科学  
新潟県新潟市長潟3丁目16番15号
- 7 落札価格  
3,780,000円
- 8 入札公告日  
平成18年11月7日
- 9 落札方式  
最低価格

### 病院局公告

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、機械類調達について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成18年12月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量  
生体情報モニタ 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
契約締結後70日以内
- (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

#### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業品目「機械類」に登録されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、応札仕様書を提出し受理されていること。

#### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、応札仕様書の提出場所及び問い合わせ先  
郵便番号 951-8566  
新潟県新潟市川岸町2丁目15番地3  
新潟県立がんセンター新潟病院経営課  
電話番号 025-266-5111 内線2314
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成18年12月20日(水) 午前10時00分

#### 4 入札、開札の日時及び場所

平成18年12月21日(木) 午前10時00分  
新潟県立がんセンター新潟病院  
がん予防総合センター3階研修室A

#### 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3(2)で交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)までに提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

本調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、機械類調達について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成18年12月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

耳鼻科ユニット 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結後40日以内

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業品目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、応札仕様書を提出し受理されていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、応

札仕様書の提出場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成18年12月20日(水) 午前10時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成18年12月21日(木) 午前10時15分

新潟県立がんセンター新潟病院

がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3(2)で交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)までに提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

本調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、機械類調達について、次のとおり一般競争

入札を行う。

平成18年12月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

電気手術装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結後40日以内

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業品目「機械類」に記載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、応札仕様書を提出し受理されていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、応札仕様書の提出場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成18年12月20日(水) 午前10時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成18年12月21日(木) 午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院

がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額

とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3(2)で交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)までに提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

本調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、機械類調達について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成18年12月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波診断装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結後40日以内

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額

を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業品目「機械類」に登録されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、応札仕様書を提出し受理されていること。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、応札仕様書の提出場所及び問い合わせ先  
郵便番号 951-8566  
新潟県新潟市川岸町2丁目15番地3  
新潟県立がんセンター新潟病院経営課  
電話番号 025-266-5111 内線2314

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成18年12月20日(水) 午前10時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成18年12月21日(木) 午前10時45分  
新潟県立がんセンター新潟病院  
がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3(2)で交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)までに提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者

を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

本調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成18年12月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 梁 取 隆

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
39,715
- 2 選挙権を有する者の総数の、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数  
397,618
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

北蒲原郡選挙区	16,760
中蒲原郡選挙区	20,616
西蒲原郡選挙区	32,956
南蒲原郡選挙区	13,256
東蒲原郡選挙区	4,273
三島郡選挙区	13,964
北魚沼郡選挙区	13,280
南魚沼郡選挙区	19,136
中魚沼郡選挙区	7,083
刈羽郡選挙区	5,823
東頸城郡選挙区	5,440
中頸城郡選挙区	19,014
西頸城郡選挙区	6,401
岩船郡選挙区	13,371
新潟市選挙区	137,250
長岡市古志郡選挙区	52,392
上越市選挙区	35,870
三条市選挙区	22,825

柏崎市選挙区	23,180
新発田市選挙区	24,428
新津市選挙区	18,535
小千谷市選挙区	11,008
加茂市選挙区	8,837
十日町市選挙区	11,458
見附市選挙区	11,795
村上市選挙区	8,288
燕市選挙区	11,969
栃尾市選挙区	6,561
糸魚川市選挙区	8,511
新井市選挙区	7,371
五泉市選挙区	10,397
白根市選挙区	10,678
豊栄市選挙区	13,408
阿賀野市選挙区	12,942
佐渡市選挙区	18,921

## 公安委員会告示

### 新潟県公安委員会告示第63号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成18年12月15日

新潟県公安委員会

委員長 大 嶽 里恵子

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。)
- 2 講習の実施期日及び場所
  - (1) 実施期日  
平成19年2月16日(金)から平成19年2月23日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の6日間の午前8時30分から午後4時10分まで
  - (2) 実施場所  
新潟県新潟市新光町10番地2  
技術士センタービル8階会議室
- 3 受講定員  
30人
- 4 受講対象者  
次のいずれかに該当する者を対象として実施する。
  - (1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
  - (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備

業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

### 5 受講申込手続

#### (1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

#### ア 受付期間

平成19年1月9日(火)から平成19年1月11日(木)までの午前9時から午後5時まで

#### イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

#### ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受け付けを締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

#### (2) 受講申込書の提出等

#### ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6か月以内に撮影した無帽、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

#### (ア) 4(1)に該当する者

3号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

#### (イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

#### (ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

#### (エ) 4(4)に該当する者

- 旧1級検定に係る合格証の写し  
 (オ) 4(5)に該当する者  
 旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書
- イ 提出期間  
 平成19年1月17日(水)から平成19年1月19日(金)まで午前9時から午後5時まで
- ウ 提出先  
 新潟県新潟市新光町4番地1  
 新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課
- エ 提出方法  
 受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。
- (3) 受講手数料  
 手数料38,000円を新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。  
 なお、納付した受講手数料は、還付しない。
- 6 講習の委託  
 この講習は、社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。
- 7 本講習に関する問い合わせ先  
 新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係  
 電話番号 025-285-0110 内線 3036

#### 新潟県公安委員会告示第64号

警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成18年12月15日

新潟県公安委員会

委員長 大 嶽 里恵子

- 1 実施期日及び場所
- (1) 実施期日  
 平成19年2月26日(月)から平成19年3月1日(木)までの4日間の午前9時から午後4時50分まで
- (2) 実施場所  
 新潟県新潟市新光町10番地2  
 技術士センタービル8階会議室
- 2 受講定員  
 13人
- 3 受講申込手続
- (1) 事前申込み  
 本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。
- ア 受付期間  
 平成19年1月15日(月)及び平成19年1月16日(火)の午前9時から午後5時まで
- イ 申込方法  
 新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

- 電話番号 025-283-8880  
 に申し込むこと。
- ウ 留意事項
- (ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受付けない。
- (イ) 定員になり次第、受け付けを締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。
- (2) 受講申込書の提出等
- ア 受講申込書の提出  
 (1)により、事前申込みを受理された者は、機械警備業務管理者講習受講申込書(6月以内に撮影した無帽、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの顔写真を貼付したもの)1通及び履歴書1通を添えて提出すること。
- イ 提出期間  
 平成19年2月1日(木)及び平成19年2月2日(金)の午前9時から午後5時まで
- ウ 提出先  
 新潟県新潟市新光町4番地1  
 新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課
- エ 提出方法  
 受講者本人が提出するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。
- (3) 受講手数料
- ア 金額  
 38,000円
- イ 納付方法  
 新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。  
 なお、納付した受講手数料は、還付しない。
- 4 講習の委託  
 この講習は、社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。
- 5 本講習に関する問い合わせ先  
 新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係  
 電話番号 025-285-0110 内線 3036